

シンポジウム：司法修習生の給費制維持を考える

司法試験に合格すると、法律家として働き始める前に1年間の司法修習を受けます。

司法修習を修了してはじめて法律家になることができます。これまで司法修習生は、研修に専念するため、兼業（アルバイト）を禁止され、その代わりに国から給与が支払われてきました（給費制）。しかし、国は今年11月から給費制を廃止し、必要な人に対して生活資金を貸し付ける制度（貸与制）に切り替えることにしています。貸与制となっても兼業禁止はそのままなので、自分や家族の生活を維持するために貸与を受けざるを得ない方は多いと思われます。つまり、

○ 司法試験合格までに数百万円の借金（奨学金、教育ローン等）

○ 修習中のアルバイト禁止＝事実上貸与を受けざるを得ない

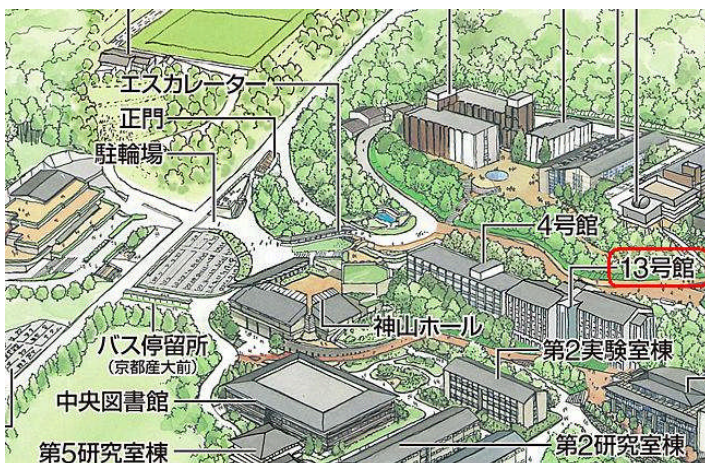
⇒ 一部を除けば相当の借金をしなければ法律家になれない

これは問題です！そこで、

日弁連は、宇都宮健児会長のもと、「給費制維持緊急対策本部」を立ち上げ、京都弁護士会でも現在約200名の弁護士が緊急対策本部のメンバーとなり、給費制の維持を求める活動を開始しました。

その一環として、このたび京都産業大学との共催で、給費制維持に向けた集会を開催致します。内容は、京都産業大学渥美東洋教授による基調講演、弁護士による給費制問題の報告、フロア発言による意見交換会などです。

法科大学院生はもちろんのこと、学部学生や一般の方も、なぜこれが問題なのか知っていただき、ご理解、ご支援いただきたいと存じますので、奮ってご参加ください。



■日時 6月30日（水）

午後4時～

■場所 京都産業大学13号館

地下1階 13B01 教室

※事前申込みは不要、参加無料です。

なお、終了後に若手弁護士を中心に学外での延長戦を予定しています。

お友達もお誘い合わせの上、是非ご参加下さい！

2010年6月 京都産業大学大学院法務研究科

京都弁護士会 司法修習生給費制維持緊急対策本部